

| | |
|--------------------|---------------------------------|
| Title | 会計基準における原則主義アプローチの経済的影響：実証研究の成果 |
| Author | 真田, 正次 |
| Citation | 経営研究. 64(1); 15-37 |
| Issue Date | 2013-05 |
| ISSN | 0451-5986 |
| Textversion | Publisher |
| Publisher | 大阪市立大学経営学会 |
| Description | |

Osaka City University

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

会計基準における原則主義アプローチの経済的影響

— 実証研究の成果 —

真 田 正 次

- 1 はじめに
- 2 問題の背景
- 3 実証研究の成果
- 4 おわりに

1 はじめに

2000年前後に頻発した米国における会計スキャンダルの結果、国際的に高い評価を受けてきた米国の会計・監査制度、および証券市場に対する信頼性が大きく揺らぐとともに、原則主義に関する議論が活発化した。この議論の本質は、米国会計制度改革の1つの焦点として、会計基準設定における細則主義アプローチを原則主義アプローチに変更すべきか否かという問題だった（澤邊、2005、156-157頁）。

本稿の目的は、原則主義の議論が活発化した背景を明らかにするとともに、先行研究の議論の整理を行い、従来の研究の達成点とその欠落部分を明らかにすることである。具体的には、SEC、FASB、およびAAAの議論を整理するとともに、理論的な先行研究の整理を行い、経験的に検証すべき問題の所在を明らかにする。さらに、そのような検証に取り組んだ実証研究のサーベイを行い、その成果と課題を明らかにする。

分析の結果は、第一に、原則主義に関する議論が活発化した要因として、会計外部からの影響とともに会計内部における必然性があったことを明らかにしている。同時に、企業改革法前後に原則主義と類似したさまざまな概念が提示されたこと、そして、それぞれが微妙にニュアンスを異にしていたことが指摘できる。第二に、先行研究が指摘する原則主義の課題として、原則主義の概念のあいまいさの原因として定義と区別の問題があること、原則主義と細則主義の違いは必ずしも明確にされていないにもかかわらずIFRSは原則主義で米国基準は細則主義であると通説的に理解されていること、原則主義の理論的な課題としてルールと原則とのバランスの問題および概念フレームワークとの関係の明確化の問題があること、原則主義が概念的にあいまいなままレトリックとして機能していること、を示している。同時に、経験的に検証

キーワード：IFRS、原則主義、細則主義、実証研究

すべき課題として、IFRSは原則主義であるのかという問題および原則主義会計基準は細則主義会計基準と比較して投資家により質の高い財務情報をもたらすことになるのか、より有用な情報をもたらすのかという問題を提示している。最後に、これら経験的に検証すべき課題に対して実証的研究を行った先行研究が、IFRSは原則主義であり米国基準は細則主義であるという議論が一定程度の妥当性をもったものであることを示唆していること、および原則主義会計基準は細則主義会計基準と比較して投資家により質の高い財務情報、より有用な情報をもたらすことを示唆していることを明らかにしている。

本稿の貢献は、第一に原則主義に関する文献を整理し、概念的な整理を行っている点である。第二に、先行研究の問題点を指摘し、将来の研究の機会を提示している点である。

2 問題の背景

本節では、原則主義に関するSEC、FASB、およびAAAの議論を整理するとともに、その問題の背景を明らかにする。同時に、先行研究の整理を行い、従来の研究の達成点とその欠落部分を明らかにする。最後に、これらの議論から、経験的に検証すべき課題を析出する。

2.1 原則主義に関する議論 (SEC、FASB、およびAAA)

2.1.1 細則主義の弊害

原則主義の議論が活発化した背景として第1に指摘すべきは、細則主義、および細則主義をもたらした弊害が会計スキャンダルの原因とされたことである¹⁾。SEC(2003)は、細則主義会計基準の特性として、①ブライトライン・テスト、②さまざまな例外規定(範囲例外、適用例外、および経過措置)とそれがもたらす内的不整合、および③規定の詳細さ、をあげている(SEC, 2003, IA)。ブライトライン・テスト(量的基準)の存在は、会計基準への文言上の準拠の指標として利用され、会計基準が本来、意図している目的への非準拠をもたらすようなかたちで間違っ利用される可能性、すなわち、「取引・事象の識別のための量的基準(bright line standard)が利益管理(earnings management)の温床になっている」(徳賀、2004、3頁)ことが指摘される。多くの例外規定が存在していることは、同一の経済的実態を有する取引や事象に対する不整合をもたらすことになる。さらに、基準の適用に関する詳細な適用ガイダンスの必要性や要求は、さらなる複雑性や不明確さをもたらすことになる。

同様に、FASB(2002b)は、SEC会長(当時)Harvey L. Pittの米国上院議会銀行住宅都市問題委員会での証言を引用し、FASBの多くのガイダンスが、原則よりも詳細なルールを強調する傾向にあり、その結果として、タイムリーなガイダンスの公表の遅れや将来の市場の展開に対して柔軟性を欠いたものとなっていること、また、予測できない取引に関する会計処理は不透明かつ本来適用すべき原則と首尾一貫しないものとなっていること、さらに、細則主義会計基準が経済的実態を表すという目的ではなく、会計的な目的を達成するための財務的技

巧の導入をもたらしていること、を指摘している (FASB, 2002b, p. 2)。

利益マネジメントの問題とともに、細則主義の弊害として指摘されたのは、いわゆる基準の過負荷問題 (standards overloads) である²⁾。ここで、基準の過負荷問題とは、会計ルールの量、ルールの複雑さや詳細さのみならず、注記による開示の過剰や特定の問題に関連する基準を見つけ出すことの困難さを意味している。過負荷問題に対して、企業改革法成立以前から FASB の多くの関係者が懸念を表明しており、FASB は、2002 年 1 月にこの問題に対応するための「単純化および法典化プロジェクト」を立ち上げた。同年 2 月に出された「収益と負債の認識プロジェクトに関する FASB 提案書」(FASB, 2002a) の中で、このプロジェクトの目的は、「詳細なルール、例外規定、および代替案を含むような会計基準ではなく、基本的な原則や目的を強調する会計基準を公表することの実現可能性」(FASB, 2002a, p. 1) を検討することだとしている。同提案書に対する回答である AAA (2002) は、同プロジェクトへの支持を表明し、「概念に基づく会計基準の公表の実現可能性の評価は、必然的にたんに収益と負債のみならずすべての財務諸表構成要素の認識ルールの再評価を促すことになる」(AAA, 2002, p. 2) と指摘している。また、「会計基準設定プロセスおよび会計基準は、明解で厳格な基準と経済学ベースの概念の一般的な定義に関する条項を両端とする連続体にそって分類することができる」(AAA, 2002, p. 2) とする考え方を示している。

この段階ではまだ原則主義 (principles-based) という言い方はされておらず、FASB は「基礎となる原則や目的に焦点をおく (あるいは強調する) 会計基準」(standards that focus on or emphasis underlying principles and objectives)、AAA は「概念に基づく会計基準 (あるいはルール)」(concept-based accounting rules, conceptually-based standards) としていた。

2.1.2 企業改革法

原則主義の議論が活発化したより直接的な契機は、米国企業改革法 (the Sarbanes-Oxley Act of 2002) の成立である。すなわち、企業改革法第 108 条 (d) 項は、SEC に対して米国の財務報告システムへの原則主義の採用に関する研究報告を 2003 年 7 月までに行うことを要請し、具体的な検討課題として以下の 4 点を提示した。

1. 米国において原則主義会計および原則主義財務報告が存在している程度
2. 細則主義財務報告システムから原則主義財務報告システムへの移行に必要な時間
3. 原則主義システム導入の実現可能性およびその方法
4. 原則主義システムの導入に関する包括的な経済分析

このような要請に基づいて、SEC は 2003 年 7 月に「米国の財務報告システムへの原則主義シ

システムの採用に関する研究報告書」(SEC, 2003)を公表することになるが、この前後にFASBならびにAAAからも意見書が提出されている(FASB, 2002b; AAA, 2003; FASB, 2004)。

FASBは、「米国の基準設定における原則主義アプローチのための提案書」(FASB, 2002b)の中で、近年の米国における問題点として、会計基準が概念フレームワークに基づきながらも詳細や複雑さを増していること、具体的には、例外事項および多くの解釈指針・適用ガイダンスの存在を指摘し、このような問題点の解決のために原則主義アプローチの採用の実現可能性について検討を行っている。FASB(2002b)が指摘している原則主義アプローチによって設定された会計基準と現行基準との主要な相違点は、原則が現行の基準よりも広範に適用されること(そのため、原則に対する例外が縮小される)、ならびに基準に適用される解釈指針および適用ガイダンスの量が少なくなることである(FASB, 2002b, p. 5)。そして、原則主義アプローチにおいては、基本的な認識、測定、および報告に関する原則は概念フレームワークを使って開発されることになる。ただし、FASBが会計基準設定において概念フレームワークを使用しているにもかかわらず、概念フレームワークはすべての会計と報告に関する問題の解決策を提供しているわけではないとして、特に「不完全」(incomplete)、「内的不整合」(internally inconsistent)「不明瞭」(ambiguous)という概念フレームワークの問題点を指摘し(FASB, 2002b, p. 6)、概念フレームワークの見直しの必要性を強調している³⁾。

FASBの提案書に対して、AAA(2003)は、FASBの姿勢を支持するとともに、取引の形式ではなく経済的実態が財務報告および基準設定を主導すべきであり、概念に基づく会計基準がこの目的を達成するためのベストのアプローチであると指摘している(AAA, 2003, pp. 73-74)。また、AAA(2003)もAAA(2002)と同様に、会計基準設定アプローチおよび会計基準を厳格な規定(プライトラインあるいはクックブック)と経済学ベースの原則間との連結体の中でとらえている。また、AAA(2003)では、細則主義基準および概念に基づく基準のコストとベネフィットについて先行研究に基づいたより詳細な分析を行っている。それによると、細則主義による詳細な基準は、複雑で迅速に変化するファイナンスの世界に対応できず、しばしば形式的な準拠のためのベンチマークを提供すること、不完全であり時ともに陳腐化すること、さらに、利己的な経営者に対して細かなルールを利用した利益調整を行う動機付けをもたらすことといった特徴を有しており、結果として、細則主義会計基準は、経営者による「形式優先」(form over substance)的な処理を促すことになる旨を指摘している。他方、概念に基づく会計基準の場合、経営者による判断の余地が拡大するため、取引の基礎となっている経済的実態を必ずしも反映していない会計処理を選択してしまう可能性は否定できないけれども、FASBの複雑性の軽減という目的に大いに寄与することになると主張する。その理由として、概念に基づく会計基準は、FASB概念フレームワークのいままで以上の一貫性のある適用を反映したものであり、個人のフレームワークへの理解を促進するものであること、および、FASBのもう1つの目標である世界規模での会計基準のコンバージェンスを促進させる

ことをあげている（AAA, 2003, pp. 74-75）。

SECは2003年7月に公表した「米国の財務報告システムへの原則主義システムの採用に関する研究報告書」（SEC, 2003）の中で、米国が採用すべき会計基準アプローチに関する包括的な研究結果を明らかにしている。結論として、細則主義会計基準あるいは原則だけにに基づく会計基準（principles-only standards）のどちらにも問題があるため、目的指向アプローチ（objectives-oriented based approach）によって基準を設定することを提案している。SEC（2003）は、原則主義アプローチに関してさまざまな視点が存在するため、彼らの主張する原則主義的な会計基準を目的指向会計基準（objectives-oriented standards）として再定義している（SEC 2003, IC）。すなわち、目的指向会計基準とは、①作成者（および監査人）は基準の会計目的を満たす会計上の意思決定を行うことが要求される、②個々の基準は、概念フレームワークによって設定された目的に従って設定される、③例外事項をなくしている、④プライトライン・テストをなくしている、および⑤取引の種類を明確化し、十分な指針を備えている、といった特性を備えた会計基準のことである。このような目的指向会計基準に対して、原則だけにに基づく基準は、専門家による判断を行うための指針がないため、作成者や監査人の判断の増加をもたらすことになり、比較可能性を低下させるとともに、執行（enforcement）上の困難を伴うことになる。また、細則主義会計基準は、専門家による判断を最小化することが想定されているが、ビジネスにおけるすべての状況に対応する基準を作成することが不可能なこと、会計に関する判断を行う経営者や専門家による企業固有の知識を超えることができないこと、および専門家による判断を完全に排除することはできないことという根本的な問題が指摘されている（SEC, 2003, ID）

SEC（2003）は、基準設定主体（FASB）に対して、米国の基準設定プロセスがより目的指向アプローチとなるための6つのステップ、すなわち、①概念フレームワークの改善、②目的指向型基準への移行、③会計基準の包括的レビュー、④基準設定主体の一元化、⑤GAAPの階層構造の再定義、および⑥コンバージェンス、を提案している。このうち、③④⑤はFASBの「単純化および法典化プロジェクト」を発展させたものと理解できる。この6つの提案を受けて、FASBは「SEC研究報告書に対する回答」（FASB, 2004）を公表し、これらの提案のほとんどが現在進行中であり、「米国の財務報告システムが世界で最高のものであるということにより確かなものとし、そのことによって投資者によるシステムへの信頼を増加させるという共通の目的」（FASB, 2004, p. 14）に向かってSECスタッフとの対話を継続していくことを宣言している。

2.1.3 会計基準のコンバージェンス

企業改革法の成立過程で、原則主義が特に強調されるようになったモメンタムとして、IASB議長 Tweedie の米国上院議会銀行住宅都市問題委員会での証言（2002年2月14日）がある。

徳賀 (2004) は、Tweedie (2002) を引用して「米国は会計基準の設定において原則主義 (principle based) であろうと努めてはいるが、実際には、細則主義的 (rule based) であることを指摘し、基本的な原則のステイトメントと公益に根ざした会計監査人の専門的判断が必要であると主張した」(徳賀 2004, 15) としている。

他方、2002年9月に、IASBとFASBはグローバルな会計基準のためにコンバージェンスを進めていくことに合意しており (ノーワーク合意)、原則主義をめぐる議論の中で、原則主義の追加的なベネフィットとして米国基準とIFRSとのコンバージェンスを促進することが以下のように指摘されている。

米国において目的指向会計基準設定への動きを継続することは、コンバージェンスのスピードおよび可能性を増すことになる。2005年までに、EU、オーストラリア、およびロシアの全上場企業は、自国市場においてIFRSに準拠した財務数値を報告することになる。原則に関する合意は、より詳細なルールに関する合意を容易にする。そのため、もしコンバージェンスの対象がともに目的指向アプローチを採用しているならば、コンバージェンスに必要な国際的なコンセンサスの達成は容易になるであろうし、より早いペースで進むことになるだろう (SEC, 2003, VE)。

2.2 先行研究の整理

原則主義に関する先行研究に関して、2つの傾向を指摘することができる。第1に、企業改革法施行前後の時期とSECロードマップ案の公表前後の研究の2つのピークがあることである。具体的には、*Accounting Horizons* 誌第17巻第1号 (2003) を中心とした議論、*ABACUS* 誌 第42巻第2号 (2006) を中心とした議論、および *Journal of Accounting and Public Policy* 誌 (以下、JAPP) 第27巻第6号 (2008) を中心とした議論が存在している。第2に、議論の内容に関して、「原則主義概念は明確ではない」(徳賀、2004、16頁) と指摘されるように、その概念的な明確化に関する議論を行ったもの、および原則主義会計基準の具体的な導入・実施に関する議論に分けることができる。本稿では、ひとまず各ジャーナルを中心にして議論を整理していく。

2.2.1 *Accounting Horizons* (2003年) を中心とした議論

Accounting Horizons 誌の議論は、原則主義に関する最初期の議論をまとめている。Schipper (2003) は、企業改革法第108条によるSECに対する原則主義の研究報告の2つの課題は、①現在の米国の財務報告システムは細則主義であるため、望ましくない、もしくは不適切なものなのか調査すること、および②原則主義システムは望ましいものなのか調査すること、であったと指摘し議論をすすめている。第1の課題に関して、米国基準は、比較可能性、目的適合性、

信頼できる財務報告を提供することを目指す範囲内で、本来、原則主義的であるが（Schipper, 2003, p. 63）、範囲の拡大や例外処理によって詳細さや複雑さという問題があることを指摘する（Schipper, 2003, p. 67）。ただし、詳細な解釈指針には、比較可能性の上昇、検証可能性の増加、利益操作の可能性の低下、訴訟への影響といった利点があることも指摘する。他方、第2の課題に関して、原則主義基準の影響として、作成者や監査人に多くの専門的知識を要求すること、範囲例外や処理の例外規定の減少によって利益の平準化ができにくくなり、利益数値のボラティリティが上昇すること、原則主義会計基準への移行による財務報告の一貫性の欠如、企業改革法による詳細なコーポレート・ガバナンスに関する規定と原則主義会計基準との矛盾、といった問題をも指摘し、原則主義がア priori に望ましいものでないことを指摘している。結論として、米国の財務報告基準は全般的に概念フレームワークによって原則主義によるものであるが、範囲や処理の例外規定および詳細な解釈指針といった要素によって細則主義的でもあるとしている（Shipper, 2003, p. 71）。

AAA（2003）は、AAA 財務会計基準委員会の FASB に対するコメント・レターをベースにして、より一般的なオーディエンスに向けて書き直されたものである。ここでは、原則主義ではなく「概念に基づく会計基準」（*concepts-based standards*）という言い方をしている。FASB による概念に基づく会計基準へのコミットメントを評価する内容となっており、例えば、「われわれは、ある取引の形式ではなく経済的実質が財務報告および会計基準設定を指示するべきであり、このような目的の達成のためには、概念に基づく会計基準がベストのアプローチであると信じている」（AAA, 2003, pp. 73-74）と指摘している。ここで、細則主義会計基準（*rules-based standards*）の問題点として、企業に対して、たとえある会計処理が取引の真実の経済的実質を反映していないとしても、その取引を特定の会計処理の要求に合致するように構築してしまうような裁量の機会を提供すること、そして、現在の細則主義は、企業による詳細なガイダンスを求める需要に起因するものであるとしている。また、細則主義から概念に基づく会計基準への移行は、専門家判断および基準の適用に関する専門知識の重要性を強調することになると指摘している。全体として、概念に基づく会計基準が正しく適用されたならば、財務諸表の有用性の改善という FASB のミッションをサポートすることになると考えるとしている。

特徴的な見解として、基準設定アプローチおよび会計基準は、「明白にリジットな基準」（*unequivocally rigid standards*）と「経済学ベースの概念に関する一般的な定義」（*general definition of economics-based concepts*）との連続体の中にあるとらえていることがある（AAA, 2003, p. 74）。そして、リジットな基準（すなわち細則主義基準）は判断や不一致が存在しないため、比較可能性や首尾一貫性をもたらすことになるが、欠点として①環境変化に対応できないこと、②完璧ではありえないし、陳腐化すること、③（特に、ブライツ・ラインによって）経営者による裁量の行動を惹起する可能性、を指摘している（リジットな基準の具

体例：リース会計（SFAS 13）、企業結合会計（APB 16）他方で、経済学ベースの概念（原則主義基準）は、経営者や監査人の判断や専門知識に多く依存することになるが、欠点として、経営者による判断が、より多く経済的実質を反映する可能性と裁量的行動を惹起する可能性を指摘している。

Nelson (2003) も同様に、米国基準が、概念フレームワークを機能化させるために起草されており、その意味で、原則に基づいていること、他方で、基準は、正しい会計処理または開示が行われるための指針を提供しており、その意味で、ルールを含んでいることを指摘し、会計基準は多かれ少なかれ原則主義であるという観点（in terms of being more or less rules-based）から議論を行っている。そして、「FASB は、FASB 概念書の中で明示されている原則の枠組みに基準の基礎をおいていると想定するならば、すべての基準な原則主義であると見なすことができる。そのため、課題は、基準が比較的多くのルールを取り込んだ場合の行動に関する増分効果（incremental effect）となる」（Nelson, 2003, p. 91）と指摘する。2003年時点での先行研究をサーベイした結果として、ルールの追加は、基準の正確さを高めるが、複雑性を増加させるため、基準設定主体は、ルールをより少なくすることによって、曖昧かつさまざまな解釈がされる可能性のある基準を作り出すことと、ルールをより多くすることによって、複雑かつある一部がまちがって適用されたり省略されたりする可能性のある基準を作り出すこととのトレードオフに直面していることを指摘するとともに（Nelson, 2003, p. 96）、細則主義基準が、利益マネジメントの阻止において監査人の助けとなる一方で、利益マネジメントのインセンティブがある場合は、経営者は、基準の正確さ（詳細さ）の程度にかかわらず、それを正当化しようとすることを指摘する（Nelson, 2003, p. 100）。結論として、正しいコミュニケーションは、明確なコミュニケーションを可能とするだけの十分なルールと実務家にとって過重にならない程度のルールのバランスによって可能となると指摘している（Nelson, 2003, p. 100）。

2.2.2 ABACUS (2006年) を中心とした議論 (EUにおける強制適用以後の議論)

ABACUS誌での議論の特徴として、エンロン事件以後のSECやFASBの文書および研究者の論文を整理していること、米国の動向だけでなく、英国の動向も分析の対象としていること、および「真実かつ公正な概観」(TFV) との関係から原則主義を論じていることがあげられる。

Dean and Clarke (2004) は、IFRS=原則主義、米国基準=細則主義という認識は、IASBおよびFASBが設定する会計基準が包摂している原則に関するいかなる説明をも見つけ出すことができないため、議論の余地があること、および原則主義対細則主義という二項対立は、「実質優先」(substance over form) に関する議論の代替物となっていることを指摘し、形式をすべて洗い落とした最終形体が実質であるように、すべての実践的目標において、ルールは原則となっていくと主張している（Dean and Clarke, 2004, p. ii）。

Alexander and Jermakowicz (2006) は、「真実かつ公正な外観」を手がかりにして、原則およびルール概念の本質に関する議論を行っている。歴史的視点から米国の基準設定プロセスを概観することによって、米国が原則主義を育ててきたさまざまな要因を特定するとともに、エンロン事件以後の原則主義への傾斜あるいは英国における IFRS の導入について分析を行っている。分析の結果として、①財務報告の目的は企業の基礎となる経済状態に関する理解をもたらすこと、②基礎となる経済状態とは本質的に主観的な構築物であること、③ルールそれ自体では、たとえ原則に基づくものであったとしても不十分であること、④各国の基準設定主体間には重要かつ根本的な相違が存在していること、⑤規制および政策レベルの議論は、あいまいかつ混乱しており、学問的には不誠実であること、⑥利害関係者は、言語、概念および合意を異なって解釈すること、および⑦これらの問題は国際的標準化のもつ重要な限界を示唆していることを指摘している。

Benston, Bromwich, and Wagenhofer (2006) も同様に、原則主義アプローチが持っている欠点を指摘している。すなわち、公正価値と一体となった資産・負債アプローチを前提とした場合、公正価値が経営者による判断のために多くの指針 (significant guidance) を要求しているため、この測定概念と原則主義会計基準とは整合しないこと、公正価値が会計操作の温床となること、および監査人が公正価値に対して確信をもてないこと、を指摘し、「公正価値を伴った資産・負債アプローチから伝統的な収益・費用モデルへの回帰」(Benston, Bromwich, and Wagenhofer, 2006, p. 167) とともに、離脱規定の導入を提案している。

Bennett, Bradbury, and Prangnell (2006) は、原則主義と細則主義の違いを実際の会計基準に基づいて分析している (具体的にとりあげている基準は、SFAS 第 2 号、IAS 第 9 号、および IFRS 第 13 号 (ニュージーランド) である)。分析の結果、原則主義と細則主義の違いは必ずしも明確にされていないにもかかわらず、IFRS は原則主義で米国基準は細則主義であると通説的に理解されていること、および「細則主義と原則主義の区分は、それが相対的な関係を示す用語として利用されていないとするならば、意味を持たない。われわれの分析の対象とした 3 つの基準は、ルールによって構成され、そのルールの多くは原則によって支持されていた。さらに、3 つの基準すべてが、その程度はともかく、専門的判断の行使を要求していた」(Bennett, Bradbury, and Prangnell, 2006, pp. 190-191) ことを明らかにしている。さらに、ルールの種類について、事前にどのような処理が認められるのか決定しているハード・ルール (hard rules) と判断を要請するソフト・ルール (soft rules) が存在しており、「メタレベルの専門的判断の要請を確認することが、原則主義会計基準のルールを適用する場合のコーナーストーンとなる」(Bennett, Bradbury, and Prangnell, 2006, p. 200) と主張している。

2.2.3 JAPP (2008 年) を中心とした議論 (米国におけるロードマップの公表以後の議論)
JAAP 誌での議論の特徴として、代替的アプローチの立場から、原則主義がどのように機

能しているのかという観点から議論されていることが指摘できる。

Bhimani (2008) は、会計の再編成に果たす危機の役割について、2001年から2002年の財務報告の危機を例に挙げて説明している。そして、「危機をもたらした意図せざる帰結は、危機の原因を明らかにする中で提示された原則主義会計基準と細則主義会計基準のメリットをめぐる会計人、研究者、および規制主体による議論とそれによってもたらされたIFRSの受容可能性の強化であった」(Bhimani, 2008, p. 448)と指摘し、危機において基準設定主体の制度的・政治的正統性がより重要となることを示唆している⁴⁾。

Carmona and Trombetta (2008) は、会計基準に対する原則主義アプローチと内的弾力性(inner flexibility)が、多様な会計の伝統の制度的条件をもつ国々におけるIAS/IFRSの適用を可能としたこと、原則主義アプローチは、会計士がもつ専門知識(したがって、教育的背景、トレーニング・プログラム、会計事務所の組織およびビジネスモデル)の変更を意味していることを指摘し、IAS/IFRSの受容は、会計調和化への第一歩を意味しているが、会計方法の比較可能性の確立を意味しているわけではないと主張している(Carmona and Trombetta, 2008, p. 458)。

Chua and Taylor (2008) は、IFRS採用拡大の正当化の根拠はおもに経済的なものだが、現在までの経験的証拠はこのような主張に十分な論拠をもたらすものであるのかは疑問が残るとして、社会的・政治的要素を加味したIFRSの根拠と拡大に関する代替的な説明を試みている。そして、IFRSのアドプションが、バリエーションの存在を前提とするならば、むしろ「翻訳」という言葉のほうが適切であること(Chua and Taylor, 2008, p. 469)、およびアクター・ネットワーク理論に基づけば、IFRSはローカルによるカスタム化と翻訳を可能とする原則主義によって普及したと主張することも可能であることを指摘している(Chua and Taylor, 2008, p. 471)。

2.2.4 その他の議論

上記の議論とは別に、様々な論者が原則主義に関する議論が持つ意味、原則主義の機能に関する議論を行っている。

Sunder (2009) は、IFRSに関連する会計の5つのコンセンサスの存在を指摘する。

1. 会計基準は原則主義に基づいて設定されるべきである。
2. 単一で高品質の会計基準の採用は、財務報告の比較可能性を改善し投資家やその他の財務諸表利用者のより良い投資意思決定を支援する。
3. このような会計基準を設定するためには優れた専門家、正しい構造、デュー・プロセス、法的に保障された資金、監視団体によって構成される組織が必要である。
4. これらの目的の達成のため、IASBとFASBは協力すべきである。

5. 単一の会計基準は世界各国で採用されるべきであり、米国の会計教育システムの中にIFRSを導入すべきである。

そして、これらのコンセンサスに対して再検討が必要であることを主張している。特に、原則主義に対して、それが会計上のコンセンサスの中心となっているにもかかわらず、誰もが支持するが誰もそれが意味することを知らないか、具体的な例を提示することができないことを指摘する (Sunder, 2009, p. 103)。そして、原則主義とはなにかという定義 (definition) の問題と原則主義と細則主義との区別 (distinction) の問題が混在していることを指摘している⁵⁾。

Ball (2009) は、2000年代の会計スキャンダルの要因として、①経済循環、②「ルール・チェック」メンタリティー (“rule-checking” mentality)、③監査業務を行わない監査法人の利害の問題、④監査法人と顧客との関係、⑤所有権の分散、⑥ストック・オプションの多用、および⑦メディアによる報道の過熱化、を指摘している (Ball, 2009, pp. 283-285) 特に、「ルール・チェック」メンタリティーとは、「財務報告の規定は、原則ではなくルールに体言されており、細則主義の会計基準に準拠するだけで十分である」 (Ball, 2009, p. 283) とするような心的傾向を意味している。そして、いくつかの会計スキャンダルの事例は、経営者による会計基準に技術的には準拠しているが報告しようとする取引の経済的実体を反映していないような財務諸表によって、投資家がミス・リードされた疑いを示唆していると指摘している。他方で、IFRSと米国基準の基礎を成しているアプローチとして原則主義と細則主義の相対的なメリットが国際的に議論されているが、米国における会計基準は、コモン・ローの伝統に根ざしたものであり、その結果として、一般的な想定に反して、米国では事実上、原則主義会計システムが機能していることを指摘している (Ball, 2009, p. 301)。

Kothari, Ramanna, and Skinner (2010) は、実証会計研究のサーベイを行ったものだが、原則主義対細則主義の議論に関する経済学ベースの理論的説明を試みている。原則主義対細則主義の問題は、理論的には、①会計数値の決定におけるより多くの選択肢を (経営者およびその他の契約当事者を含む) 企業に与えることによってもたらされる便益と費用に関する規制主体間の議論、②経営者/取締役会/監査人レベルに比較的多くの会計選択の余地をもたらすことの便益と費用に関する議論、および③基準設定主体レベルと企業レベルで発生する会計イノベーション間の相対的な便益に関する議論、に要約できると指摘する (Kothari, Ramanna, and Skinner, 2010, pp. 275-276)。他方、実務上では異なった議論となる。すなわち、FASBの目的とは、会計処理方法における産業ベースでの例外規定をなくすことであるが、そうすることによって、逆説的に経営者の選択を減らすことになる。彼らは、Benston, Bromwich, and Wagenhofer (2006) の議論を引用して、実務における公正価値の利用は多くの適用上の複雑性をもたらすため、結果として詳細なガイダンスが必要となる。そのため、資産負債観および公正価値モデルと合体した原則主義アプローチは、現実における適用可能性が低下すると指摘

する。また、仮に原則主義システムが導入されたとしても、経営者、会計担当者、および監査人の実務上の問題として、原則の日常業務への導入の中で、詳細な作業上のルール (working rules) が要求されるため、ルールが無くなってしまいうわけではない。そして、「機能的な会計システムにおいて、作業上の『ルール』と規制上の『原則』とは、同じコインの両面である。原則の適用によって会計担当者と監査人の中で作られる作業上の『ルール』と規制主体によって強制される『ルール』の違いを軽視することはできない」(Kothari, Ramanna, and Skinner, 2010, p. 277) と指摘する。

Wüstemann and Wüstemann (2010) は、原則主義対細則主義の議論は、整合性 (consistency) に関する議論と関連しているとの理解の下に、2つの議論を総括している。彼らは、比較可能性 (comparability)、執行可能性 (enforceability)、および客観性 (objectivity) の観点からは、会計基準の適用にあたって経営者による判断をある一つの会計手法へと制限することが特に重要となり、そのことによって企業間での会計基準の一貫した適用が可能となること、現行の IFRS は、その多くの部分において、必ずしもこのような制限を行っていないことを明らかにしている。その理由として、IASB 概念フレームワークの中で目的、質的特性、ならびに一般的な認識および測定規準間の不整合の存在、および会計基準や解釈指針における規定やガイダンスが、明確なガイダンスが存在しない場合に、異なった会計方針の選択に関する経営者による裁量を認めていることを指摘する。このことは、会計基準の適用における首尾一貫性 (consistency) は、すくなくとも会計基準間の整合性 (consistency) を要求していることを示している。他方、原則主義会計基準と細則主義会計基準の違いに関する議論が明らかにしているのは、内的整合性 (internal consistency) それ自体だけでは、必ずしも会計基準の首尾一貫した適用を必ずしも可能にするものではないということである。なぜなら、原則それ自体は、特定の取引や事象に対する個別の原則 (基準) の適用に関する経営者の判断を制限するために十分な構造を提供していないからである。結論として、「会計のレジームは原則に基づくべきであるが、原則だけによって構成されるべきではなく、そこからより具体的なルールが整合的に導出されるようなハイレベルの原則のセットによって構成されるべきである」(Wüstemann and Wüstemann, 2010, p. 21) ことを主張している。

Cunningham (2007) は、個別の会計規定を原則主義あるいは細則主義と表現することは可能であるとしても、複雑な規制システムを原則主義システムまたは細則主義システムとして表現することは不可能であり、それはたんなるラベルでしかなく、そのラベルがレトリックとして機能していると主張する。そして、レトリックとして原則主義に関する3つの仮説、すなわち、規制仮説、倫理仮説、および政治仮説を提示している。規制仮説では、詳細なルールを要求するさまざまな勢力に対する規制側の対抗措置として原則主義を説明する。倫理仮説では、原則主義は、実際の会計規定のフォームに関する懸念よりもむしろ倫理的価値を作り出そうとする要求を反映したものととらえている。最後に、政治仮説では、「原則主義システムの擁護

者は、権威を維持・拡張させるために企図された法域間競争（jurisdictional competition）において製品差別化をシグナルすることを試みている」（Cunningham, 2007, p. 1416）と想定している。結論として、原則主義システムの存在自体が現実的には疑わしいにもかかわらず、原則主義システムというレトリックがグローバル規模でもはやされている理由は、詳細なルールへの要求に対する対抗措置を提供しようとする規制主体側の意図、倫理復活の追及、および管轄範囲間競争の混合物である主張するとともに、複雑な規制システムを原則主義システムおよび細則主義システムとして表現するレトリックは、物事をすぐに二項対立的に表現しようとする政治的習慣の1つの例にすぎないとしている（Cunningham, 2007, p. 1492）。

2.3 経験的に検証すべき課題

以上の議論を要約してみると、原則主義に関する議論が活発化した要因として、会計の外部から企業改革法という法律のかたちで原則主義アプローチへの移行の実現可能性の研究が指示されたため、会計の政治過程化の問題とも理解することができる⁶⁾。他方で、利益マネジメントの誘発あるいは基準の過負荷問題として会計スキュンダル以前から細則主義の弊害が認識されていたこと、さらに、IASB 議長 Tweedie の証言がモメンタムとなっているため IFRS とのコンバージェンスという問題も原則主義の議論に密接に関係していた。原則主義を議論することには会計外部からの影響とともに会計内部における必然性があったのである。また、企業改革法前後の議論の特徴として、「基礎となる原則や目的に焦点をおく会計基準」「概念に基づく会計基準」「原則主義」「目的指向会計基準」といった類似した概念が提示されていること、そして、それぞれが微妙にニュアンスを異にしていることを指摘できる。

先行研究は、原則主義の概念のあいまいさの原因として定義と区別の問題があること、原則主義と細則主義の違いは必ずしも明確にされていないにもかかわらず、IFRS は原則主義で米国基準は細則主義であると通説的に理解されていること、原則主義の理論的な課題として、ルールと原則とのバランスの問題および概念フレームワークとの関係の明確化の問題があること、原則主義が概念的にあいまいなままレトリックとして機能していること、を指摘している。

原則主義に関する SEC、FASB、および AAA の議論、および先行研究の整理の結果として、米国基準＝細則主義および IFRS＝原則主義といった前提で議論が行われているが、そもそも IFRS が原則主義であるか否かは本来経験的に検証すべき問題であること、同様に、原則主義の優位性を主張するとしても、実際に原則主義会計基準が細則主義会計基準と比較してより多く投資家に有用な情報を提供するか否かは経験的に検証すべき問題であること、が指摘できる。

3 実証研究の成果

3.1 実証研究のサーベイ

本節では、第2節で明らかにした原則主義をめぐる経験的課題について、先行研究の成果を

明らかにする。同時に、その問題点を指摘して将来の研究の可能性を提示する。対象とする論文は、Google Scholar および Social Science Research Network (SSRN) において “principles-based” および “rules-based” のキーワード検索を行い、さらに仮説に対する統計的検証を行った研究を抽出したものである。以下、年代順に整理していく。

Webster and Thornton (2005) は、比較的原則ベースであるカナダ基準は、比較的ルールベースである米国基準に比べて会計発生高の質が高いとする仮説の検証を試みたものである。具体的には、カナダと米国にクロス上場し、カナダ基準と米国基準で財務報告を行っているカナダ企業の 1990 年から 2002 年の会計発生高の質を調査している。分析結果は、カナダ基準による会計発生高は米国基準による会計発生高よりも質が高いという仮説を支持している。他方、米国基準で報告を行うカナダ企業の会計発生高の質は、より厳しい米国当局による規制を受けるとともに高い訴訟リスクを負っている米国企業のそれよりも低いことを示していた。また、原則主義のカナダ基準がもたらす正の効果とカナダの脆弱な監視体制による負の効果によって、カナダ基準に準拠するカナダ企業と米国基準に準拠する米国企業の会計発生高の質には差がないことを発見した。これらの結果は、会計発生高の質は、会計基準ならびに規制および法律環境に依存していることを示唆している。

同研究の中で、カナダ基準が米国基準と比較して、より原則主義であるという証拠は、カナダの CICA Assurance Handbook および CICA Accounting Handbook と米国の AICPA のハンドブックおよび FASB のハンドブックにおける「専門家判断」(professional judgment) に関する記載を比較して判断 (Webster and Thornton, 2005, pp. 174-175) を行っている。例えば、個々の会計基準の内容分析や一定のシステムによってスコア化しそれを比較したものではない。すなわち、経験的証拠に基づいたものではないため、一定程度の恣意性は否定できないかもしれない⁷⁾。

Kohlbeck and Warfield (2005) は、米国基準と他の基準を比較したものではなく、米国基準の中でより原則主義的な基準 (バランスシート指向会計基準) の導入がもたらす会計の質への影響を調査したものである。研究のモチベーションは、エンロン事件以後、「原則主義会計基準への移行が提案されたけれども、原則主義基準の潜在的重要性に関する経験的証拠はほとんど存在していない」(Kohlbeck and Warfield, 2005, p. 1) こと、および概念フレームワークの資産・負債の定義に基づき、FASB の基準設定アプローチはバランスシートを重視したものとなっており、いわゆる資産負債アプローチへと移行したとの認識をもっていることである。彼らは、1980 年から 2002 年に公表された 114 の会計基準を比較して (52 の特定企業向け基準を除き) 16 の基準をバランスシート指向かつ一般目的基準として特定し、さらに原則主義会計システムの主要な構成要素を持つ 4 つの基準 (SRAS 87、SFAS 106、SFAS 109、および SFAS 115) を選び出し、それらの基準の導入がもたらす会計の質への影響を分析している⁸⁾。分析の結果、予測エラー、予測のバラツキ、および企業価値評価モデルの説明力は、バ

ランスシート指向会計基準によって、特に年金および退職給付に関して、ポジティブな影響を受ける証拠を提示している。また、アナリスト予測の測定値による会計の質の向上は、会計ボラティリティの上昇が予測される場合であっても、記録されている。結果は、原則主義会計基準がもたらすアナリストや投資家へのベネフィットを示唆するとともに、将来の会計基準設定における原則主義アプローチのメリットを示唆している。本研究は、米国基準=細則基準という前提に基づいた議論ではなく、米国基準全体の中で原則主義的な基準を特定していることが特徴となっているが、本研究においても原則主義と細則主義の分類に関して一定程度の恣意性は否定できないかもしれない。

Barth, Landsman, and Lang (2008) は、1994年から2003年までにIFRSを導入した21ヶ国の企業を対象にして、IFRSの導入が会計の質の向上をもたらすか否か分析している。この研究の前提は、IASBの目標は、国際的に受容可能かつ高品質な財務報告基準を開発することであり、この目標の達成のために、IASBは、原則基準会計基準を公表し、認められる代替的会計処理方法を除去するとともに、企業の経済的ポジションおよび業績をよりよく反映した会計測定を要請しているため、IFRSの導入後の会計数値は、国内基準による会計数値よりも高品質であるというものである (Barth, Landsman and Lang, 2008, pp. 471-472)。分析の結果は、IFRS適用企業は、より少ない利益の平準化および利益マネジメント、適時的な損失認識、会計数値と株価および株価リターンとの高い相関を示している。他方で、これらの結果が各国ごとに異なっていることが指摘されている⁹⁾。

Livne and McNichols (2009) は、英国上場企業を対象にして、離脱規定の適用と企業業績、利益の質および財務諸表の情報性との関係を調査している。彼らは、離脱規定の行使が企業による費用・便益の考量の結果行われることを想定している。結果は、離脱が、利益および純資産簿価を増加させること、よりコストのかかる離脱を行った企業は、業績が悪い、財務諸表の情報性が低い、および利益の質が低いことを示している。これらの結果が原則主義と細則主義の議論に対して持っているインプリケーションとして、エンロン事件以後、SECは原則主義への志向を深めたにもかかわらず、離脱規定の導入には反対した。その理由は、SECによる「離脱規定が比較可能性と透明性を低下させる可能性、および財務業績の悪さや資産の質の低下を糊塗するために利用される可能性があるとの懸念のためである」(Liven and McNichols, 2009, p. 2) ことが指摘されている。

Mergenthaler (2009) は、細則主義の諸特性と、利益マネジメントによる金額ベースでの大きさ (the dollar magnitude of earnings management)、SECが利益マネジメントを調査した際に罰則が課される可能性、および罰則との関係を調査している。サンプルとして、会計不正 (accounting irregularities) に関する Audit Analytics 社のデータベースを利用している。同研究は、SEC、FASB、議会の資料などを使い細則主義の特徴として、①ブライトライン、②例外規定、③多くの適用指針、および④詳細さ、を特定し、会計基準の細則主義の程度

を測定するモデル (the Rule-Based Continuum Measure: RBC Measure) を提示している。このモデルによって、個々の基準の細則主義の程度の数値化を行っている。経験的結果は、細則主義の特徴が、利益マネジメントの金額ベースでの大きさと正の相関をもつこと、利益マネジメントの捜査が行われた際に罰則が課される可能性と負の相関をもつこと、および細則主義の特徴と SEC による罰則の金額および件数との統計的に有意な関係が存在していないこと、を示している。すなわち、これらの結果は、原則主義会計基準への移行は、企業による利益マネジメントを抑制するという考え方と首尾一貫したものとなっている (Mergenthaler, 2009, p. 26) 本研究の貢献として、会計の変化が利益マネジメントに与える影響に関する先行研究を発展させたこと、細則主義の特徴と利益マネジメントとの関係を明らかにしたこと、米国基準がより細則主義の特徴を備えるようになってきていることの経験的証拠を示したこと、および細則主義の程度を測定する連続体のモデルを提示していること、が挙げられる。

Li (2010) は、1995年から2006年までのEU域内企業を対象として、EUにおける強制的なIFRSアドプシヨンの企業の資本コストへの影響を調査している。結果は、特に、脆弱なエンフォースメント・メカニズムをもつ国の中で、かつIFRSの強制的アドプシヨンのことによってディスクロージャーが拡大されなかった国の強制適用企業は、資本コストの増加を経験していることを示している。このような結果は、「(原則主義の)IFRSの下で認められる裁量行動の増加は、基準が適切に執行されない場合、株主に対して有害な影響をもたらすこと」(Li, 2010, p. 630) を示唆している。

Agoglia, Douppnik, and Tsakumis (2011) は、原則主義と細則主義の違いを会計基準の詳細さ (accounting standards precision) の違いとしてとらえ、財務諸表作成者の報告に関する判断に関する会計基準の詳細さの影響、および異なる会計基準の精度レベルにおいて監査委員会による積極的な財務報告 (aggressive financial reporting) を低減させる潜在的役割について実験によって分析を行っている。本来、企業改革法の想定していたものとは、原則主義会計基準の採用 (の可能性)、および監査委員会の強化による積極的な財務報告 (=会計不正) の抑制であった。しかしながら、本来的に「より原則主義的な環境の影響、および会計基準の精度と監査委員会の強化による相互作用に関する証拠は存在していない」(Agoglia, Douppnik, and Tsakumis, 2011, p. 745) ことが指摘される。そのため、これらの課題に関する経験的な分析を行うため、米国の財務諸表作成者によるリース区分の意思決定に関する実験を行っている。具体的には、より詳細な基準 (SFAS13)、より詳細でない基準 (IAS17)、および強い監査委員会と弱い監査委員会が環境として提示される。分析結果は、より詳細でない原則主義によるリース区分に関する基準を採用した場合、細則主義会計基準を採用した場合と比較して、財務諸表の作成者は積極的な財務報告を行わなくなること、また、より詳細な基準の適用を希望する財務諸表作成者は、強力な監査委員会の下では脆弱な監査委員会のケースと比較して積極的な財務報告を行わなくなること、および基準がより原則主義的になればなるほど、作成者は規制主

体による事後審査（second-guessing）および規制や訴訟による追加的コストに関して懸念するようになること、を示している。これらの結果は、米国基準のより原則主義会計基準モデルへの移行を支持するとともに、監査委員会の役割および構成に関する規制の変化へのインプリケーションを持っている。すなわち、原則主義会計基準が経営者による積極的な財務報告に関する選択を阻止しようとする監査委員会の負担を軽減するものであること、を示唆している。

Donelson, McNnis, and Mergenthaler (2011) は、細則主義会計基準と証券訴訟件数との関係を調査している。研究の前提として、細則主義会計基準と訴訟との関係に関する2つの仮説（宥恕仮説とロードマップ仮説）が存在しているが、明確なコンセンサスは確立されていない状況であると指摘する。宥恕規定（セーフ・ハーバー）仮説（the “safe harbor” hypothesis）とは、Shipper (2003) および SEC (2003) の議論を参照して、詳細なルールに準拠することは、不適正な会計処理への疑いに対する防御を提供する一方で、原則主義会計基準はこのような防御を提供できないため、企業は財務諸表作成時の不適正な判断へのクレームに対して無防備になるというものである（Donelson, McNnis, and Mergenthaler, 2011, p. 1）。他方、ロードマップ仮説（the “roadmap” hypothesis）とは、細則主義会計基準は会計不正を特定しやすくするため、原告側に訴訟成功への指針を提供することになるというものであり、そのため、この仮説の下では、具体的かつ詳細で客観的な基準に対する不正は、経営者による不正への意図を推論しやすくなるため、細則主義会計基準は企業が不正を行った場合、訴訟の脅威を増やすと予測している（Donelson, McNnis, and Mergenthaler, 2011, p. 2）。データとして、1996年から2005年の経済的に重要な企業の会計に関連する訴訟をとりあげている。個々の会計基準をRBCスコア（Mergenthaler, 2010）によって測定し、測定結果は米国基準がIFRSと比較してよりルール・ベースであることを示唆するものとなっている。検証結果は、細則主義会計基準と低い訴訟件数との相関関係を示唆しており、セーフ・ハーバー仮説を支持し、ロードマップ仮説を棄却している。

Folsom et al. (2011) は、原則主義会計基準と利益の情報性（informativeness of earnings）との関係について調査している。分析のために、企業が原則主義会計基準に依存している程度を企業レベルで測定するモデルを開発し、原則主義への依存度（PSCORE）を測定。その際、Mergenthaler (2010) のRBCスコア・モデルを参照している。結果は、企業が原則主義会計基準に依存しているときに、利益はより情動的、より持続的になるとともに、より適切に将来キャッシュフローを予測するものとなることを示している。このことは、経営者は原則主義会計基準の下で可能となる追加的な裁量を利用することによって、投資家に対して取引の経済的実態をより正確に伝えることができることを示唆している。

3.2 論点の整理

原則主義に関する経験的に検証すべき課題、すなわち、そもそもIFRSは原則主義であるの

かという問題、および原則主義会計基準は細則主義会計基準と比較して投資家により質の高い財務情報をもたらすことになるのか、より有用な情報をもたらすのかという問題に対する実証研究の結果は、以下のように要約することができる。

第一に、先行研究は、IFRSは原則主義であり米国基準は細則主義であるという議論が一定程度の妥当性をもったものであることを示唆している。ただし、原則主義と細則主義の定義は検証のための操作可能性を重視したものであり、必ずしも理論的な明確さをもったものではないことが指摘できる。また、原則主義者と細則主義者を区分するモデルが一般的な妥当性を持っているか否かを判断するためには、より一層の経験的知見の蓄積が必要である。第二に、先行研究の結果は、原則主義会計基準は細則主義会計基準と比較して投資家により質の高い財務情報、より有用な情報をもたらすことになることを示唆している。ただし、原則主義会計基準が仮に高品質な財務情報をもたらすとしても、法システム、規制およびエンフォースメント、経済環境、経営者のインセンティブといった財務報告システムの諸特性による影響を受けるため、IFRS採用の影響や公正価値会計に関する議論と一致して¹⁰⁾、その効果が限定的となる可能性を多くの研究が示唆している。

4 おわりに

本稿の目的は、原則主義の議論が活発化した背景を明らかにするとともに、先行研究の議論の整理を行い、従来の研究の達成点とその欠落部分を明らかにすることだった。

分析の結果、第一に、原則主義に関する議論が活発化した要因として、会計外部からの影響とともに会計内部における必然性があったことが明らかとなった。同時に、企業改革法前後に原則主義と類似したさまざまな概念が提示されたこと、そして、それぞれが微妙にニュアンスを異にしていたことが指摘できる。第二に、先行研究の整理の結果、原則主義の概念のあいまいさの原因として定義と区別の問題があること、原則主義と細則主義の違いは必ずしも明確にされていないにもかかわらずIFRSは原則主義で米国基準は細則主義であると通説的に理解されていること、原則主義の理論的な課題としてルールと原則とのバランスの問題および概念フレームワークとの関係の明確化の問題があること、原則主義が概念的にあいまいなままレトリックとして機能していること、を明らかにしている。同時に、経験的に検証すべき課題として、IFRSは原則主義であるのかという問題および原則主義会計基準は細則主義会計基準と比較して投資家により質の高い財務情報をもたらすことになるのか、より有用な情報をもたらすのかという問題を抽出している。最後に、これら経験的に検証すべき課題に対して実証的研究を行った先行研究の成果として、IFRSは原則主義であり米国基準は細則主義であるという議論が一定程度の妥当性をもったものであることを示唆していること、および原則主義会計基準は細則主義会計基準と比較して投資家により質の高い財務情報、より有用な情報をもたらすことを示唆していることが明らかとなった。他方、原則主義と細則主義の区別が実証研究においても曖

昧さを残していること、および原則主義会計基準が仮に高品質な財務情報をもたらすとしても、法システム、規制およびエンフォースメント、経済環境、経営者のインセンティブといった財務報告システムの諸特性による影響を受けるため、その効果が限定的となる可能性があること、が指摘できる。

本稿の貢献は、第一に原則主義に関する文献を整理し、概念的な整理を行うとともに理論的な課題を提示していることである。原則主義の概念は依然として曖昧であり、その曖昧さゆえに機能している可能性が指摘できる。第二に、先行研究の問題点を指摘し、経験的に検証すべき課題を明らかにするとともに、そのような検証に取り組んだ実証研究の成果を整理し、将来の研究の機会を提示している点である。原則主義会計基準がもたらす影響は、さまざまな制度的要因の影響を受ける可能性があるため、そのような影響をより明確化する研究が喫緊の課題となっている。

注

- 1) 澤邊 (2005) は、「細則主義の共進化構造」という概念を提示し、形式的な準拠性を求める会計基準が不正な会計を誘発するという細則主義のメカニズムを明らかにしている。すなわち、個別基準のループホールを見つけ出すようなかたちでクリエイティブ・アカウンティング金融商品が生み出されるとともに、そのようなループホールをつぶすように個別基準が作り出される関係、細則主義による「会計基準の改訂がクリエイティブ・アカウンティング手段（新金融商品）の展開に対応して行われ、またクリエイティブ・アカウンティングの展開が会計基準の改定によって促進されるような構図」（澤邊、2005、171頁）を指摘している。
- 2) 例えば、杉本 (2009) は、「『数合わせゲーム』(The Numbers Game) の言葉に集約された企業の利益調整ないし利益管理 (Earnings Management) と尺度である会計基準のオーバーロード (過負荷) 問題との関わりが会計制度の政治化問題だけではなく、概念や基準をも含んだ会計理論の本質論の問題を惹き起こしてきた」（杉本、2009、275頁）と指摘している。
- 3) さらに、FASB (2002b) は、原則主義アプローチのコストとベネフィットについて検討を行っている。コストとして、①専門家の判断によって同様な取引や事象に対して異なった解釈がなされた場合の比較可能性に関する懸念、②FASBによる指針が存在しない場合、他の組織が事実上の基準設定主体となって解釈指針や導入ガイドを公表する可能性、および③会計基準の原則が、その意図や精神に反して乱用される可能性、を指摘している。他方、ベネフィットとして、①高品質な会計基準の提供、②金融や経済の環境変化による緊急な課題への反応しやすさの向上、および③FASBがIASBや他の基準設定主体とともに共通かつ高品質な会計基準を開発することによるコンバージェンスの加速化、をあげ、全体的にはベネフィットがコストを上回っていると指摘している (FASB, 2002b, pp. 9-10)。
- 4) 同様な議論として、Kirsch (2006) は、1990年代後半のアジア経済と米国経済の崩壊は、ある部分は会計の失敗に起因しており、IASCとIASBにとって彼らの採用する原則主義会計基準のメリットを鼓吹するための最良の機会を提供することとなったと指摘している (Kirsch, 2006, p. 246)。
- 5) Sunder (2009) の基本的な主張は、高品質であるとされる会計基準をグローバルな規模で画一的に導入することは、会計は法、社会的規範と相互に関連しているため、会計基準の進化的変化への道筋を限定することになり、逆の影響を及ぼすことになる、さまざまな会計ルール設定者間の競争を認め会計

規範の進化を支援するべきであり、社会的規範と整合しない権威的で統一的な基準は、財務報告の見せかけの秩序から混乱へと導くことになる、さらに、会計基準設定に関する70年におよぶ努力から、独占的な会計基準は物事を悪くすることはあっても、良くすることはないと結論をわれわれはすでに得ている、というものである。

- 6) 特に、米国における会計規制システムを考えた場合、連邦議会から基準設定の権限を委譲されたパブリック・セクターであるSECが、さらにプライベート・セクターであるFASBに会計基準設定権限を委譲するという「二重規制システム」(津守、2002、68頁)の下で、原則主義アプローチへの移行が、事実上、強制されたとも理解することができる。
- 7) 例えば、カナダの会計基準におけるIFRSと米国基準の影響を論じたGaa (2007) は、カナダにおける会計基準および基準設定は、原則を表現した会計基準と非常に詳細なルールを含んだ会計基準との中間 (a middle course) にあると指摘している (Gaa, 2007, p. 81)。
- 8) 彼らは「これら4つのバランスシート指向基準は、過去の実務に対して大きな変化をもたらしているため、もしあるとするならば、会計の質に重要な影響をもたらすことになる」(Kohlbeck and Warfield, 2005, pp. 7-8) との想定の下、分析をすすめている。また、会計の質の代理変数として、アナリストの予測エラーおよび予測のバラツキ、利益の持続性、企業価値評価モデルの説明力(価値関連性)を利用している。会計の質に関して詳しくは、Francis, Olsson, and Shipper (2006) を参照せよ。
- 9) 同研究は、IFRSの採用と高品質の会計との関連が真実ではないかもしれない2つの理由として、①IFRS自身の品質が国内基準よりも低い可能性、すなわち、「原則に基づく基準がもつ固有の弾力性は、企業に利益を操作するより多くの機会をもたらす可能性」(Barth, Landsman, and Lang, 2008, p. 472.)、および②仮にIASが高品質だとしても、基準以外の財務報告システムの諸特性(法システム、規制およびエンフォースメント、経済環境、経営者のインセンティブなど)の影響が、IAS採用によってもたらされる会計の質の改善効果を排除してしまう可能性、を指摘している。
- 10) IFRS採用の影響に関しては、例えばHail, Leuz, and Wysocki (2010a, 2010b) を参照せよ。また、公正価値会計の影響に関しては、大日方編(2012) および徳賀(2012) を参照せよ。

参考文献

- 大日方 隆編(2012)『金融危機と会計規制—公正価値測定の誤謬』中央経済社。
- 澤邊紀生(2005)『会計改革とリスク社会』岩波書店。
- 杉本徳栄(2009)『アメリカSECの会計政策—高品質で国際的な会計基準の構築に向けて』中央経済社。
- 津守常弘(2002)『会計基準形成の論理』森山書店。
- 徳賀芳弘(2000)『国際会計論—相違と調和—』中央経済社。
- 徳賀芳弘(2004)「会計基準設定における姿勢の変化—エンロン事件のもたらす副産物」山地秀俊編『アメリカ不正会計とその分析』神戸大学経済経営研究所, 1-22頁。
- 徳賀芳弘(2012)「会計基準における混合会計モデルの検討」『金融研究』2012/7、141-203頁。
- Agoglia, C. P., T. S. Doupnik, and G. T. Tsakumis (2011) "Principles-Based versus Rules-Based Accounting Standards: The Influence of Standard Precision and Audit Committee Strength on Financial Reporting Decisions," *The Accounting Review*, 86 (3), pp. 747-767.
- American Accounting Association's Financial Accounting Standards Committee (AAA) (2002) *American Accounting Association's Financial Accounting Standards Committee Response to FASB Invitation to Comment on the FASB Proposal for a New Agenda Project on Issues Related*

- to the Recognition of Revenues and Liabilities, April 2002.
- American Accounting Association's Financial Accounting Standards Committee (AAA) (2003) "Evaluating Concepts-Based vs. Rules-Based Approaches to Standard Setting," *Accounting Horizons*, 17 (1), pp. 73-89.
- Ball, R. (2009) "Market and Political/Regulatory Perspectives on the Recent Accounting Scandals," *Journal of Accounting Research*, 47 (2), pp. 277-323.
- Barth, M. E., W. R. Landsman, and M. H. Lang (2008) "International Accounting Standards and Accounting Quality," *Journal of Accounting Research*, 46 (3), pp. 467-498.
- Benston, G. J. (2003) "The Regulation of Accountants and Public Accounting before and after Enron," *Emory Law Journal*, 52, pp. 1325-1352.
- Benston, G. J., M. Bromwich and A. Wagenhofer (2006) "Principles-Versus Rules-Based Accounting Standards: The FASB's Standard Setting Strategy," *ABACUS*, 42 (2), pp. 165-188.
- Bennett, B., M. Bradbury, and H. Prangnell (2006) "Rules, Principles and Judgments in Accounting Standards," *ABACUS*, 42 (2), pp. 189-294.
- Cohen, J., G. Krishnamoorthy, M. Peytcheva, A. Wright (2011) "Will Regulatory Enforcement and Principles-Based Accounting Influence Auditors' Ethical Judgments to Constrain Aggressive Reporting?" *Working Paper SSRN No. 1817684*.
- Donelson, D. C., J. McInnis, and R. D. Mergenthaler (2010) "Rules-Based Accounting Standards and Litigation," *McCombs Research Paper Series*, No. ACC-06-10, December 2010.
- Eaton, S. B. (2005) "Crisis and the Consolidation of International Accounting Standards: Enron, the IASB, and America," *Business and Politics*, 7 (2), pp. 1-17.
- Fearnley, S. and T. Hines (2003) "The Regulatory Framework for Financial Reporting and Auditing in the United Kingdom: The Present Position and Impending Changes," *The International Journal of Accounting*, 38(2), pp. 215-233.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) (2002a) *The FASB Addresses Standards Overload through New Projects*, The FASB Report, Financial Accounting Series No. 229, February 28, 2002.
- FASB (2002b) *Proposal: Principles-Based Approach to U.S. Standard Setting*, File Reference No. 1125-001, October 21, 2002.
- FASB (2004) *FASB Response to SEC Study on the Adoption of a Principles-Based Accounting System*, July, 2004.
- Folsom, D., Hribar, P., R. Mergenthaler, and K. Peterson (2010) "Principles-Based Standards and the Informativeness of Earnings," *Working Paper*, April 2010.
- Francis, J., P. Olsson, and K. Shipper (2006) "Earnings Quality," *Foundations and Trends® in Accounting*, 1 (4), pp. 259-340.
- Gaa, J. C. (2007) "The Place of Canada in Global Accounting Standard Setting: Principle versus Rules Approaches," in Godfrey, J. M. and K. Chalmers eds. *Globalisation of Accounting Standards*, Cheltenham, UK: Edward Elgar, pp. 81-97.
- Hail, L., C. Leuz, and P. Wysocki (2010a) "Global Accounting Convergence and the Potential Adoption of IFRS by the U. S. (Part I): Conceptual Underpinnings and Economic Analysis," *Accounting Horizon*, 24 (3), pp. 355-394.

- Hail, L., C. Leuz, and P. Wysocki (2010b) "Global Accounting Convergence and the Potential Adoption of IFRS by the U. S. (Part II): Political Factors and Future Scenarios for U. S. Accounting Standards," *Accounting Horizon*, 24 (4), pp. 567-588.
- Kadous, K. and M. Mercer (2011) "Jury Verdicts against Auditors under Precise and Imprecise Accounting Standards," *Working Paper* No. 1683766.
- Kirsch, R. J. (2006) *The International Accounting Standards Committee: A Political History*, London: Wolters Kluwer.
- Kohlbeck, M. and T. Warfield (2005) "The Effects of Principles-based Accounting Standards on Accounting Quality," *Working paper* SSRN No. 724237.
- Kothari, S. P., K. Ramanna, and D. J. Skinner (2010) "Implication for GAAP from an Analysis of Positive Research in Accounting," *Journal of Accounting and Economics*, 50(2-3), pp. 246-286.
- Lander, G. H. and K. A. Auger (2008) "The Need for Transparency in Financial Reporting: Implications of Off-Balance-Sheet Financing and Inferences for the Future," *Journal of Accounting & Organizational Change*, 4 (1), pp. 27-46.
- Li, S. (2010) "Does Mandatory Adoption of International Financial Reporting Standards in the European Union Reduce the Cost of Equity Capital?" *The Accounting Review*, 85 (2), pp. 607-636.
- Livne, G. and M. McNichols (2009) "An Empirical Investigation of the True and Fair Override in the United Kingdom," *Journal of Business & Accounting*, 36 (1 & 2), pp. 1-30.
- Mergenthaler, R. D. (2009) "Principles-Based versus Rules-Based Standards and Earnings Management," *Working Paper* SSRN No. 1528524.
- Schipper, K. (2003) "Principles-Based Accounting Standards," *Accounting Horizons*, 17 (1), pp. 61-72.
- Securities and Exchange Commission (SEC) (2003) *Study Pursuant to Section 108(d) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 on the Adoption by the United States Financial Reporting System of a Principles-Based Accounting System*, Study Report, July 25, 2003.
- Securities and Exchange Commission (SEC) (2008) *Final Report of the Advisory Committee on Improvements to Financial Reporting to the United States Securities and Exchange Commission*, August 1, 2008.
- Sunder, S. (2009) "IFRS and Accounting Consensus," *Accounting Horizons*, 23 (11), pp. 101-111.
- Tweedie, D. (2002) *Statement of Sir David Tweedie Chairman, International Accounting Standards Board before the Committee on Banking, Housing and Urban Affairs of the United States Senate*. Washington, D.C., February 14, 2002.
- Webster, E. and D. B. Thornton (2005) "Earnings Quality under Rules- vs. Principles-based Accounting Standards: A Test of the Skinner Hypothesis," *Canadian Accounting Perspectives*, 4 (2), pp. 167-192.
- Wüstemann, J. and S. Wüstemann (2010) "Why Consistency of Accounting Standards Matters: A Contribution to the Rules-Versus-Principles Debate in Financial Reporting," *ABACUS*, 46 (1), pp. 1-27.

Economic consequences of “principles-based” standards — Evidences from empirical studies —

Masatsugu Sanada

Summary

The purpose of this study is to investigate backgrounds of the heated debates regarding “principles-based” versus “rules-based” accounting standards, and discusses achievements and problems of prior literature. Specifically, this study identifies two empirical questions emerging from these debates: whether IFRS is principles-based and whether principles-based standards are more useful than rules-based standards. Empirical evidences from prior literature suggest, in some extent, IFRS is principles-based and US GAAP is rules-based. They also suggest that the increase in accounting quality is greater for firms applying IFRS than those applying non-IFRS standards. However, they indicate firm’s incentive and the economic environment may have an impact on the effects of principles-based accounting.